

銀山寺境内墓地使用規則

宗教法人銀山寺（以下「当山」という）、における銀山寺境内墓地使用規則（以下「本規則」とし引け、次に定めるとおりとし、墓地使用者はこれを遵守しなければならない。

＜定義＞

- 第一条 本規則において「銀山寺境内墓地」とは、当山所有の境内墓地をいう。また、管理責任者は、当山の代表役員とする。
- 二 「墓地使用」とは、当山がその所有にかかる墓地使用許可証記載の墓地（以下「本墓地」という）使用者に賃渡し、墓地使用者はこれを借り受けることをいう。
- 三 「墓地使用者」とは、当山に入檀し、『墓地使用許可証』により、墓地の使用を許可された方をいう。

＜墓地使用者の地位等＞

- 第二条 墓地使用者の地位は一身専属であり、民法第897条一項、二項に基づく承継がなされた場に限り、その使用権が移転する、墓地使用者は、本墓地につき第三者に使用権を譲渡したり転貸してはならない。

＜墓地使用許可証＞

- 第三条 墓地使用申込者が住民票を添付のうえ、当山の定める、永代使用料を納入したものに対して『墓地使用許可証』を交付する。
- 二 『墓地使用許可証』の記載事項に変更が生じたとき、またこれを紛失汚損したときは墓地使用者は速やかに当山に届け出て訂正または再交付を受けるものとする。

＜承継＞

- 第四条 第二条一項の承継が行われた場合は、祭祀承継者は当山の定める『承継申請書』に、承継原因を証明する書類等を添えて、当山に届け出なければならない。
- 二 当山は前項の申請が正当と判断した場合は、申請者に対し、改めて『墓地使用許可証』交付する。

＜返還＞

- 第五条 墓地使用者は、次の各号の一つに該当するときは、『墓地返還届』に『墓地使用許可証』および「印鑑証明書」を添えて、当山に届けなければならない。また、その使用墓地は原形に復し当山へ無条件かつ無償で返還するものとする。
 - ① 墓地を不用とするとき
 - ② 他教、他宗に転じ、当山の檀徒でなくなったとき
 - ③ 当山墓地より他へ改葬するとき
 - ④ 絶縁または廃家となって無縁となったとき
 - ⑤ その他本規則の条項に定めること
- 二 前項の場合墓地使用者は届け出の日から30日以内に本墓地の埋葬物および、本墓地に設置した一切の物を撤去し、原状に回復したうえで当山に明けわたさなくてはならない。ただし、前項④の場合はその墓地に埋葬されてあった遺骨は当山において、所定の場所に合葬供養する。

＜使用者の行為＞

- 第六条 墓地使用者は、当山の儀礼に則、葬儀、法要、埋葬、埋骨等の一切の仏事を当山に依嘱し行わなければならぬ。
- 二 墓地使用者は、墓地内において異宗、異教による儀礼行事をしてはならない。
- 三 墓地使用者は、墓地全体および寺院の環境、秩序、風紀等の維持に協力し、これを害するような行為をしてはならない。
- 四 墓地使用者は、本墓地につき墓石の設置、宇彫り、埋骨等を含む墓地の管理に関わる一切の行為を当山の許可なく行つてはならない。

＜管理＞

- 第七条 本墓地の管理は当山が行う
- 二 当山は墓地使用者から本墓地につき、墓石の設置、宇彫り、埋骨等管理に関する依頼があったときは、当山が指定する第三者に行わせることができる。ただし、これに要する経費は墓地使用者の負担とする。

＜墓地管理料＞

- 第八条 墓地使用者は毎年規定の墓地管理料（以下「管理料」という）を納入しなければならない。
- 二 本墓地の管理料の額は当山が別に定める。
- 三 墓地使用者は毎年一回本墓地の当年分の管理料を当山指定の方法で納入しなければならない。いったん納入された管理料はいかなる理由があっても返還しない。
- 四 墓地使用者は本墓地において埋骨、承継、契約解除、返還のいずれかを行うにあたり、当年分まで未納の管理料を納入しなければならない。

<埋骨>

- 第九条 墓地使用者は、本墓地に埋骨しようとする場合、所轄行政府の発行する『埋（火・改）葬許可証』を当山に届け出なければならない。
- 二 本墓地に埋骨できるのは、原則として本墓地使用者およびその家族の遺骨に限るものとし、これ以外の者の遺骨を埋骨し、または遺骨以外の遺品類を埋葬する場合は、あらかじめ当山に申し出て、許可を受けなければならない。

<管理注意>

- 第十条 墓地使用者は管理者の注意を持って本墓地を使用し、その際すでに設置し、または今後設置する物、立木その他が倒壊、傾斜、生長等によって隣接する墓地に被害を生じさせないよう、常に配慮し、もし被害が生じた場合は三十日以内に賠償の責を負う。

<契約解除>

- 第十一条 墓地使用者が次の各号の一つに該当する場合は、当山は何ら通知催告なしに本墓地の使用契約を解除できる。
- ① 3年以上管理料の納入を怠ること
 - ② 第二条の規則に違反して、第三者に使用権を譲渡し、または転貸すること
 - ③ 5年以上所在不明で承継の申請がないこと
 - ④ 5年以上檀徒の責務を怠ったとき
 - ⑤ 本墓地を本来の目的以外に使用すること
 - ⑥ 第六条第二項の規則に違反し、墓地全体および寺院の環境、秩序、風紀等の維持に協力せず、乱すような行為をするとこと。
 - ⑦ 墓地使用者が死亡した日から五ヵ年を経過しても祭祀承継する者がいないとき
 - ⑧ その他本規則の条項に違反すること
- 二 前項により本墓地使用権が消滅したにもかかわらず、墓地使用者が明け渡しを怠った場合は、当山は宗教的尊厳を害しない限り、本墓地の埋葬物および墓地使用者が本墓地に設置した物、立木その他一切を撤去し、これを他の場所に移動または改葬合祀することができる。尚、これに要した経費は墓地使用者の負担とする。
- 三 当山は契約解除した墓地を新たな第三者に対し使用を許可できるものとする。
- 四 本条項によって契約解除された墓地使用者並びに利害関係者は当山に対し異議の申し立て、および永代使用料、管理料の返還請求をすることはできない。

<墓地変更>

- 第一二条 当山は、公用収用等による墓地移転、または墓地設備等墓地全体の管理のため必要がある場合は、墓地使用者の便益を考慮し、かつ、宗教的尊厳を害しない限り、本墓地の移転を指定することができ、また墓地使用者はこれを拒んではならない。なお、この改葬に要する経費は当山の負担とする。

<天災地変等>

- 第一三条 当山は、墓地使用者に対して、天災地変、第三者によって生じた事故、または盜難等当山の責に帰することができない事由により発生した本墓地使用権に関する損害の一切について賠償の責を負わない。

<規則の遵守>

- 第一四条 墓地使用者は、本墓地使用に関し本規則の他当山が別に定める墓地使用に関する規則を遵守しなければならない。

<規則の改正等>

- 第一五条 本規則は法令の改正、墓地管理上の必要があるときは当山総代会の決定により改正することができる。

<附則>

本規則は西暦2000年1月1日より施行する。二の規則施行前の墓地使用者は、二の規則による墓地使用者とみなす。

本規則は西暦2004年8月1日に改正し、同日より施行する。

本規則は西暦2021年4月1日に改正し、同日より施行する。